

第9回遵守委員会会合
2014年10月9-11日
ニュージーランド、オークランド
暫定議題

1. 開会

- 1.1. 歓迎の辞
- 1.2. 議題の採択
- 1.3. 会合運営上の説明

2. CCSBT 保存管理措置の遵守

この議題項目は、既存の CCSBT 保存管理措置の遵守に関するものである。

2.1. メンバー及び協力的非加盟国からの年次報告

メンバー及び協力的非加盟国 (CNM) は、遵守委員会及び拡大委員会に提出する年次報告書のテンプレートを利用して年次報告を提出しなければならない。品質保証レビュー (QAR) に参加したメンバーは、様式のセクション1 (MCS 改善事項のまとめ) において、QAR において提起された重要な成果を須く報告することが奨励される。QAR を完了すること自体が MCS の改善に向けた重要なステップであることに留意されたい。メンバー及びCNM は、提出された国別報告書に既に目を通しているものと見なされ、これらを再度説明する必要はない。この議題項目は、国別報告書における主要な課題に対する質疑応答が中心となる。かかる質疑応答によって、メンバー及びCNM の制度やパフォーマンスが精査されることが期待される。

2.2. 事務局からの報告

事務局からの報告には、CCSBT 管理措置にかかるメンバー及びCNM の遵守状況をまとめた、遵守に関する一覧表の更新版が含まれる。この一覧表は、メンバー及びCNM の協力の下、会合前に更新される予定である。

2.3. CCSBT 管理措置に関する遵守の評価

CCSBT 戦略計画は、全ての漁業に関する正確なデータを収集するため、毎年の遵守委員会において、遵守措置のチェックリストに基づきメンバーを評価することを要求している。さらに、CCSBT20 において、オーストラリアは、100 尾サンプリング手法及び生け簀への移送の観察にメンバーを招待した。観察活動に参加したメンバーは、この小議題項目の下でその報告を行うことができる。1 つ前の小議題項目で提示された情報及び上述の報告は、このプロセスに大いに貢献するものと考えられる。この小議題項目では、当該情報を評価し、改善が必要となる分野に関する勧告を提供するための機会を設けている。

また、この議題項目は、拡大委員会がCNM の地位の継続に関する決定を行うことを支援するために、遵守委員会がCNM の CCSBT 管理措置に対する遵守パフォーマンスを検討する機会を提供するものでもある。

3. CCSBT 遵守計画の実施

3.1. 3年間の行動計画（2012-2014年）の実施

以下の小議題項目は、2014年に予定されている行動に関するものである。

3.1.1 二国間協定及び国際ネットワークを通じたモニタリングの強化

CC8での合意に基づき、CCSBTは、2013年11月に国際的なモニタリング、管理及び取締り（IMCS）ネットワークのオブザーバーメンバーとなった。事務局は、IMCSネットワークの全ての動きを報告する。また、事務局は、他のRFMO、特にIOTCとの遵守協力関係を構築しているところである。CCSBTのメンバーは、遵守モニタリングの強化のためにCCSBTが構築/参加し得る追加的な二国間協定又は国際ネットワークを提案することが求められる。

3.1.2 協力要請を行う必要がある非メンバーの特定と通報

3年案の行動計画は、協力を求める必要がある非メンバーの港及び市場国を特定するとともに、当該国を拡大委員会に通報するよう要請している。

CC8は、中国をCCSBTに関与させるための方策について議論するとともに、2013年12月のWCPFC会合において、メンバーが中国と会合を持つよう勧告した。時間的な、及び他のメンバーとの調整にかかるロジ上の制約から、この会合は日本と中国の二国間で行われた。日本は、回章#2014/004に記載された当該会合の成果について報告する予定である。

3.2. 新たな3年間の行動計画（2015-2017年）

CCSBT 遵守計画における3年間の行動計画は2014年をもって終了する。CCWG3は、2015-2017年にかかる行動計画案を作成した。事務局は、CC9によるさらなる議論に供するため、休会期間中に特定された追加的な行動事項とともに、この行動計画案を説明する予定である。

4. CCSBT MCS 措置のレビュー

この議題項目は、現行のMCS措置が効果的かつ効率的に運用され、かつ適切に更新されるよう確保することを目的として、これをレビューするためのものである。

4.1. 転載

CC8は、転載はSBT漁業における遵守リスク上の重要分野の一つであり、こうしたリスクを最小化するためにCCSBT転載決議の改正が必要であるとコメントした。CCWG3は転載決議改正案を作成したが、改正案のいくつかの要素についてはその最終化前にさらなる議論が必要であるとされた。これらの要素は、CCWG3の改正案において、ハイライト及び角括弧囲みされている。主な未解決事項としては、コンテナ船の除外、及び港内転載のモニタリングに関する課題がある。メンバーは、CC9でのさらなる議論の前にこれらの課題を熟考することに合意した。

さらに、CCWG3は、この転載決議改正案に事務局がさらに種々の修正を加え、CC9に会合文書として提出することに合意した。

4.2. CDS 及び許可船舶決議

CDS 決議の一連の修正案及び許可船舶決議の一つの修正案（転載決議案、及びCCAMLR、WCPFC、ICCAT及びIOTCの船舶記録との整合のため、可能な場合はIMO船舶番号又はロイド船級番号を含めること）が、CCSBT措置の運用に関する事務局の年次報告の中で提案される予定である。

4.3. VMS

この議題項目は、VMSに関して発表又は検討すべき新たな情報がない場合には議論されない。

4.4. IUU 船舶リスト案

CCSBT20 は、CCSBT の IUU 船舶リスト決議を採択した。事務局は、CCSBT の IUU 船舶リスト決議パラグラフ4 に従ってメンバー及びCNM から提供された情報及びその他の利用可能な適切に文書化された情報に基づき、メンバーによる検討に供するための IUU 船舶リスト案を提出する予定である。また、事務局は、規定の一つに畜養場を含めるための決議の微修正を提案する予定である。

4.5. 最低履行要件

事務局は、現行の最低履行要件政策をレビューし、当該政策のセクション1.2 及び6.5 が失効しており、遵守行動計画 (CAP) に代わりに CCSBT への年次国別報告書の提出をメンバーに求めている現行の要件を反映していないことに留意している。事務局は、年次国別報告書の提出に関する現在の状況をより正確に反映させるため、最低履行要件セクション1.2 及び6.5 の改正案を用意する予定である。

4.6. クオータの繰越し

CCWG3 は、3 年間のクォータブロック間での未漁獲量の繰越しが管理方式の運用に負の影響を与えないという拡大科学委員会 (ESC) による確認を条件に、3 年間のクォータブロックにおけるみなみまぐろの年間総漁獲可能量の未漁獲量の限定的繰越しに関する決議の改正に合意した。この問題は、ESC による議論に付すため、ESC の議題項目に掲げられている。

4.7. 品質保証レビュー

国別配分量、漁獲証明制度 (CDS) 及び転載に関する CCSBT の最低履行要件への合致に関するメンバーの制度及びプロセスの適合性をレビューする 2014 年の品質保証レビュー (QAR) は、台湾の机上レビュー (フェイズ1)、オーストラリアのフェイズ2 (現地レビュー)、及びインドネシアの机上及び現地レビューが実施予定である。

各 QAR 報告書において提起された全ての重要課題に関する議論は、議題項目 2.1 の下で行われるものと考えられる。この議題項目の下での議論では、2014 年の QAR における総合的な調査結果、2015 年の QAR に関する勧告、及びその他全ての適切な行動にかかる議論に焦点を当てることを意図している。

4.8. 公開されている貿易データのレビューと分析

CC7 は、事務局はグローバル・トレード・アトラスの貿易データの分析 (CCSBT の CDS の情報との比較を含む) を定期的に更新すること、及びメンバーはこのプロセスの中で明らかになった全ての相違を調査するよう求められることに合意した。事務局は、CC8 への事務局からの報告以降に新たに発生した市場及び貿易データの概要/相違に関する主要な更新点を報告する文書を作成する予定である。

5. 新規又は強化 MCS 措置 (MCS 制度のベストプラクティスの特定及び共有の継続を含む) に関する議論

5.1. 寄港国措置

CCWG3 は、寄港国措置 (PSM) について詳細に検討し、いくつかの要素については最終化前にさらなる議論が必要であることに留意しつつ、PSM 修正案を作成した。メンバーは、CC9 の前にこれらの要素についてさらなる議論を行うことになっている。

CCWG3 は、現時点では曖昧な様式中の全ての事項を明確化又は修正するため、事務局が CC9 までに案の別添 A 及び C の様式をレビューすることに合意した。

5.2. 帰属漁獲量の共通の定義

国別配分量に帰属する SBT 漁獲量は、SBT の総漁獲可能量のメンバーへの配分量に対して計上される、メンバーによる SBT の漁獲死亡の一部である。全てのメンバー及び CNM は、現在、国別配分量に帰属する SBT 漁獲量について、それぞれ異なる定義を用いている。

考慮されていない全ての漁獲死亡要因に関する不確実性を認識し、CCSBT20 は、遵守委員会に対し、2014 年までに全ての死亡要因を含めることの重要性を踏まえた共通の

定義を策定するよう要請するとともに、メンバーに対し、EC への年次報告の中で、2015 年からその導入を開始するスケジュールを検討及び約束するよう要請した。

CCWG3は本件に関する予備的な検討を行ったが、合意を得ることはできなかった。その代わりに、ニュージーランドが、全ての死亡要因に基づく国別配分量に帰属するSBT漁獲量の共通の定義の採択に伴う遵守及び運用上の課題に関する文書を作成することが合意された。

5.3. ウェブベース e-CDS の導入に関する懸念の検討

事務局は、CC8において、ウェブベースのCCSBT eCDSの費用対効果に関する文書を説明した。メンバーは、eCDSに関する最終的な勧告をCC9まで先延ばしするというコンセンサスに達した。このことにより、CCSBTが、eCDSの導入に取り組んでいるICCATの経験から学ぶことが可能になるという点で合意があった。また、eCDSの導入に関して提起された懸念に対して、事務局がこれを検討し、対応策を提示するための時間を与えた。

5.4.SBT（特に一次加工されたもの）を同定するオブザーバー、証明者及び確認者を支援するための新規技術及び手法に関する研究開発

メンバーは、会合による検討のために具体的な提案を準備、紹介することが要請されている。遵守委員会は、全ての提案について議論し、適切な場合には、このようなプロジェクトのための支援及び又は資金提供に関して拡大委員会に勧告することとなる。事務局が証明者や確認者による SBT の種同定を補助する技術の開発状況及び利用可能な手法を整理したレビュー/概要文書を作成することが合意された。

5.5. MCS 制度のベストプラクティスの特定及び共有の継続

メンバーは、MCS 制度のベストプラクティスに関する進展情報を紹介するよう要請されている。これには、メンバーによって策定された新規制度又は他で策定された制度/実施状況が含まれ得る。

6. 将来の作業計画

7. その他の事項

8. 拡大委員会への勧告

9. まとめ

9.1. 会合報告書の採択

9.2. 閉会